

「ふるさと寄附金」対象

大阪市市民活動推進助成事業

あなたの寄附で
NPO・ボランティアなどの
公益的な市民活動を
応援してください！

「市民活動団体支援型事業」（区政推進基金）

一人ひとりの志を集めて市民活動を支える事業です。
活動に参加できなくても市民活動を支援することができます！！
寄附を通して「市民活動」を応援しませんか？
みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

市民活動は、市民の自発性・自主性と多様な価値観に基づき、市民ニーズに応じた臨機応変な活動や先駆的・開拓的な活動ができるなどの特性をもち、「公共活動のもう一つの担い手」として、行政や企業とも連携しつつ、これからの市民社会を支える主体となっています。

本市では市民活動が活発に展開される環境づくりの一環として、ボランティア・NPOなどの市民活動を支援するため行政だけでなく、市民、市民活動団体、企業がともに市民活動を育てていくものとして、基金に積みたてられた市民、企業らからの寄附金を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して助成を行います。

基金の特色

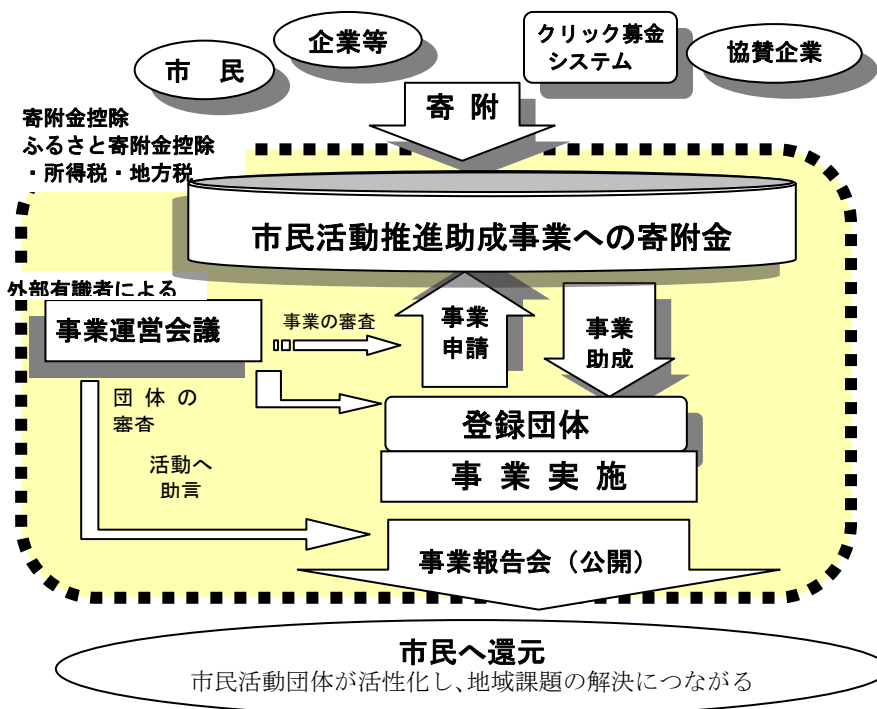
- 支援したい市民活動の「活動分野」「活動団体」「活動地域」を希望することができます。
- 寄附をすると「ふるさと寄附金」控除による住民税・所得税や法人税について税制上の優遇措置が受けられます。

（住民税等の減額を受けるためには確定申告が必要です。市民団体等に直接寄附をしても、寄附金控除の対象にはなりません。※認定 NPO 法人を除く）

※ 希望できる団体は、大阪市にあらかじめ登録された市民活動団体です。

※ 寄附をしていただいた方のご希望の活用先については尊重させていただきますが、運営会議による助成金交付の審査を行いますので、必ずしも希望どおりに助成できるものではありませんので、ご了承ください。

※ 寄附をした方が、その寄附によって、特別の利益を受けることが税法上認められた場合は、税制上の優遇措置を受けることはできませんので、ご注意ください。



《寄附をしていただくこと》

- 寄附金額をホームページに掲載させていただきます。
- ご希望に応じて寄附していただいた方のお名前や企業名・団体名をご紹介します。
- 寄附をしていただいた方には「受領書」とお礼状を送らせていただきます。（10万円以上の寄附をいただいた方に市長感謝状を、また、個人の方で100万円以上のご寄附をいただいた方に記念品を贈呈しています）
- また現在、個人の方で1万円以上のご寄附をいただいた方に「ふるさと寄附金記念品」として大阪市「ミュージアムご招待券」をプレゼントいたします。

市民活動推進助成事業に 寄附したいと思ったら…

「市民局」もしくは「各区役所」
にお申込みください

寄附申込書を手に入れるには…

1. 市役所・区役所等に寄附申込書を設置しています。

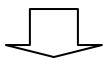
（「ふるさと寄附金申込書」でもお申込みが可能です。ただし、活用先ご希望が記入できませんので、詳しくは下記までご相談ください）

2. お電話でご請求ください。

寄附申込書・返信用封筒・登録団体リストを郵送します。

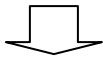
3. ホームページ(大阪市市民局)からダウンロード

いただけます。下記アドレスからダウンロードしてください。



市民局もしくは区役所へご持参または郵送・
ファクシミリ・メール等でお送りください。

「納付書（お振込み用紙）」 をお送りします。



- 納付書により、お近くの銀行または郵便局などの金融機関でお振込みください。（※振込み手数料はかかりません。）
- 納付済み書が金融機関から市に送付された後、「受領書」を送付させていただきます。

団体の登録について

登録団体は、寄附の希望先や寄附金を活用した助成金の交付対象となります。申請は随時受付けていますが、「大阪市市民活動推進事業運営会議」の審査を経て登録されます。登録申請が可能な団体は、大阪市内に事務所を有し、活動の拠点を大阪市内としている特定非営利活動法人（NPO法人）またはボランティアグループ等の任意の非営利活動団体（※民法上の公益法人、社会福祉法人等の特別法による法人、営利企業等は除く）で、活動実績が1年以上あることなど一定の条件を満たした団体です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

「ふるさと寄附金」控除など 税制上の優遇措置について

《個人の場合》

いただいた寄附金のうち、2 千円（適用下限額）を超える部分について、一定の限度まで、「現在お住まいの自治体の住民税（市・府民税）」及び「寄附された年の所得に対する所得税」が減額（寄附金税額控除）されます。

（例）

夫婦と子ども 2 人で、年収 500 万円の給与所得者の方が、10,000 円寄附された場合
⇒ 住民税 7,700 円 + 所得税 400 円 = 8,100 円の減額
⇒ 実負担は 1,900 円となります

寄附金控除等の手続き

寄附金控除を受けるためには、寄附をした年の翌年に、確定申告が必要です。

確定申告等の税の申告をする際、大阪市が発行する「受領書」を添付してください。

（住民税の寄附金控除のみを受ける場合は住民税の申告が必要です）

平成 27 年 4 月 1 日以降のふるさと納税から、申告 手続の簡素化が始まりました。

寄附金税制（ふるさと寄附金）について詳しくは
大阪市ホームページをご覧ください

<http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000152460.html>

お問合せ先

お住まいの区を担当する市税事務所（個人市民税担当）

※相続税について

寄附金は全額非課税になります。

《法人の場合》

法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず、全額損金算入できます。

所得税・相続税や法人税など国税に対するお問い合わせは、管轄する税務署等にお問い合わせください。

みなさまのご協力をよろしくお願いいたします

大阪市市民活動推進事業への寄附のお申込み・お問合せ先(代表)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

市民局 地域力担当 地域資源グループ

TEL 06-6208-9833

FAX 06-6202-7073

E-MAIL ca0038@city.osaka.lg.jp

HP: <http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000182344.html>